

令和7年度

一関市立巖美小・中学校 第1回学校運営支援協議会

令和7年5月1日(木)

15:10～15:55

司会 (巖美中 副校長)

- 1 開会の言葉 (巖美中学校 副校長)
- 2 自己紹介
- 3 説明Ⅰ (学校経営について)
  - (1) 学校の様子・学校運営基本方針、まなびフェストについて(小)
  - (2) 学校の様子・学校運営基本方針、まなびフェストについて(中)
- 4 熟議Ⅰ (質疑・応答)
- 5 熟議Ⅱ (質疑・応答)
  - (1) 委員長 (1名)・副委員長 (2名) の選任
  - (2) 教育環境整備、学校生活状況について
- 7 その他
  - (1) スケジュール説明 (巖美小 校長)
- 8 閉会の言葉 (巖美中学校 副校長)



# 令和7年度 一関市立巖美小学校 学校経営グランドデザイン

**学校教育目標**  
知性を磨き、情操を豊かにし、健康でたくましく生きる  
子どもの育成

めざす子供像

主体的に取り組む子供  
地域を愛し、自分も他人も大切にする子供

令和7年度テーマ

**つどう ひらく すすむ**

重点

多様性・  
人権の尊重

安心  
安全・健康

特別支援教育

学力向上

レジリエンスの  
向上

地域に学ぶ



学校運営の基盤

- 巖美小学校の伝統: 歌声、あいさつ、読書
- 「巖美スタディ」を中心にした復興教育の推進
- ICT の活用、授業研究の活性化
- 巖美中学校との連携、スタートカリキュラム
- 温かみがあり働きやすく、学びあう職員室経営
- 家庭・地域との協働、開かれた学校

# R7 厳美小学校・まなびプロジェクト

- ・教育活動全体を通して主体的な子ども育てます。
- ・地域に学び、学びを深める機会を作ります。
- ・自分も相手も大切にしている態度を育てます。

教育目標	進んで勉強する子ども(知)	生き生きとして 思いやりのある子ども(徳)	丈夫でたくましい子ども(体)
学校の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>①対話的活動を位置づけ、「できた・わかった」が実感できる授業づくりをします。</li> <li>②読書に親しめる環境づくりをします。</li> <li>③「厳美スタディア」を中心にしたカリキュラムマネジメントを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相手の気持ちを考えた行動や言葉遣いを学ぶ機会を設定します。</li> <li>②自主的で協働的な実践活動ができる集団づくりを進めます。</li> <li>③居場所づくりと役割を大切にし、自立心と自己有用感を育てます。</li> <li>④率先して気持ちのよいあいさつをします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①レク運動(マラソン・なわとび)・外遊び・徒歩通学を奨励し、体力向上を図ります。</li> <li>②運動・生活・食習慣について教え、健康についての自己管理能力を高めます。</li> <li>③安心・安全・清潔な学校環境づくりに努めます。</li> <li>④学校のDX化を進めるとともに、情報モラルや危険性について指導します。</li> </ul>
児童のすがた	<ul style="list-style-type: none"> <li>①友達や先生の話をよく聞き、積極的に学習に取り組みます。</li> <li>②目標を決め、達成できるように読書をします。(低学年100冊 中学年70冊 高学年45冊)</li> <li>③教科で身につけた力を使って、「厳美スタディア」の学びを深めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ふわふわ言葉を使い、相手の立場を考えて行動します。</li> <li>②学級で決めた目標に向かって頑張ります。</li> <li>③係活動や委員会活動では、よりよい取り組みになるように工夫し、最後までやり遂げます。</li> <li>④自分から明るく、さわやかなあいさつをします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①目標に向かって体力づくりを継続できるように励みます。</li> <li>②生活習慣を整え、学校や社会生活を健康に送れるようにします。(早寝・早起き・朝ごはん)</li> <li>③社会生活のきまりについて教えます。</li> <li>④メディア利用の約束を決め、守らせます。(居間ルール)</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学習するための環境整備(家庭学習・学習準備)に努めます。</li> <li>②週末の読書習慣の形成に努めます。</li> <li>③PTAや地域の活動に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子供の話を聞き、大切な存在であることを伝えます。</li> <li>②努力や成長を認め励まします。</li> <li>③家庭内での仕事(お手伝い)を決め取り組みさせます。</li> <li>③地域や家庭で気持ちのよいあいさつを交わします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①目標に向かって体力づくりを継続できるように励みます。</li> <li>②生活習慣を整え、学校や社会生活を健康に送れるようにします。(早寝・早起き・朝ごはん)</li> <li>③社会生活のきまりについて教えます。</li> <li>④メディア利用の約束を決め、守らせます。(居間ルール)</li> </ul>



# 巖美っ子

## 進級・入学おめでとう

令和7年  
79人で  
スタート



桜のつぼみが膨らみ、開花が待たれる。

4月7日(火)、令和7年度がスタートしました。

変わりやすい天候が続く、子どもたちの体調が心配されましたが、今年度の始業式は、全員がそろって行うことができました。どの子どもも明るい前向きな表情で新しい1年のスタートを楽しみにし

ていることが伝わってきました。

8日(水)は、かわいらしい7名の新入生を迎えました。緊張気味の表情でしたが、どの子どもも式が終わるまでしっかり話を聞き、立派な姿勢で参加することができました。

参加した4・5・6年は心のこもった挨拶と「大切なもの」という合唱で1年生の入学をお祝いしました。



始業式には、今年度大切にしたい3つのテーマを話しました。

今年度のテーマは「つどう」「ひらく」「すすむ」です。今まで大切にしてきた「対話的な学び」を引き継ぎながら、さらに豊かな学びを求め、挑戦していく姿をイメージしています。

保護者・地域の皆様との連携・協働を大切にし、巖美の子どもたちを育てる両輪となるよう努めてまいります。どうぞご理解とご協力をよろしくお願い致します。また、何か気になることや心配なことなどありましたら遠慮なくお声がけください。

### 6年生大活躍！

全校のリーダーになる6年生の活躍が続いています。

紹介式では、佐藤理央さんが歓迎のあいさつを、佐藤真司さんは誓いの言葉を、阿部架純さんは1年生のお迎えの挨拶を堂々と発表してくれました。



### 給食はじまりました

10日から給食が始まりました。力を合わせて配膳し、おいしくいただきました。



よろしくおねがいします



5年担任

ちだ はるな  
千田 陽奈

新採用

前任校:奥州市立若柳小学校



事務主事

ちば はやと  
千葉 迅人

新採用



初任者指導

ささき ひでよし  
佐々木 秀善

一関小学校拠点

木曜日勤務

他に、初任者研修の後補充の教員が着任予定です。着任しましたら、お知らせします。



## 4月の行事予定

1	火		職員会議
2	水		職員会議
3	木		校内研①
4	金		蔽中入学式
5	土		
6	日		
7	月	×	始業式・紹介式 入学式準備
8	火	×	入学式
9	水	×	(弁当日) 知能検査 SB・路B集会
10	木	○	身体測定・視力聴力検査
11	金	○	家庭訪問① ALT
12	土		
13	日		
14	月	○	家庭訪問②
15	火	○	清掃班長会議 縦割り班編成集会
16	水	○	避難訓練 委員会 巡回文庫
17	木	○	全国学調6年(3教科) 職員会議
18	金	○	尿検査1次 耳鼻科健診 ALT
19	土		授業参観日 PTA総会
20	日		
21	月		振替休日
22	火	○	児童朝会(1迎会)
23	水	○	歯科検診 委員会
24	木	○	
25	金	○	ALT 交通安全教室 清掃班長会議
26	土		
27	日		
28	月	○	交通安全教室予備日
29	火		昭和の日
30	水	○	溪畔清掃 代表委員会

## 旅立ちの3月



3月19日卒業式 16人そろっての巣立ちとなりました。在校生と心が響き合う涙の別れとなりました。中学校での活躍を応援しています。

今年度からSBの運行予定などは「まなびポケット・連絡帳」でお知らせします。保護者の皆さんの設定をご確認ください。

3月24日離任式  
教諭 穂積 尚  
(金ヶ崎小学校へ)  
事務 石川美枝  
(山目小学校へ)

異動になりました。大変お世話になりました。ありがとうございました





# 巖美っ子

進んで勉強する子  
生き生きとして思いやりのある子  
丈夫でたくましい子

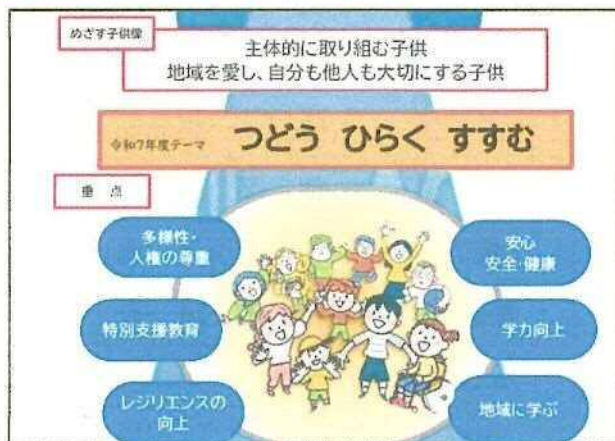
第2号 令和7年4月19日発行  
文責：校長

## R7 今年度の学校運営方針

R7年度がスタートし、2週間が経とうとしています。  
来校者の方々から「元気に挨拶してもらいうれしい」「歌声がすばらしい」「授業が始まると、校内がとても静かで落ち着いている」「よく話を聴いている」などとお褒めの言葉を頂いています。  
どの学年も、子供たちの笑顔がたくさん、順調なスタートとなりました。

第1号でもお知らせしましたが、今年度のテーマは

**つどう ひらく すすむ** としました。



**つどう** 本校で大切にしてきた「対話的活動」を引き継ぎ、学びを深めます。また、よりよい集団づくりを進める中で、人間関係の形成力や社会性を育てます。

**ひらく** 多様性を尊重し、違いをもつ他者と協同的に生活する経験を大切にします。また、学習にあたっては、自分の考えを表現したり情報発信したりする場を設定します。

**すすむ** 学んだことを発揮して、自分の成長を実感できたり、身近な課題を解決したりすることを目指します。自分たちなりに「できた」「わかった」を積み重ねることにより、自己肯定感や有用感を育てます。

特に巖美小学校で長年取り組んできた地域に学ぶ学習「巖美スタディ」を核としてカリキュラムマネジメントを進め、先にあげたテーマが実感につながるように、教職員全員で取り組んでまいります。また、伝統として大切にしてきた「あいさつ」「歌声」「読書」は引き続き大切にしていきます。

今年度は、感染症等の影響が少なく、子供たちが元気に登校できる日が多くとても感謝しております。教育活動を順調に行うことができるのは、保護者の皆様と地域の皆さんの支えがあればこそです。子供たちの健やかな成長と笑顔のためにお力をかりしながら、学校運営を進めて参ります。どうぞ、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、何か不明な点やご心配等ございましたら遠慮なく、ご連絡ください。担任はもちろんですが、副校長、各担当もお受けいたします。



始業式の日 6年 2年 4年

# 令和7年度 一関市立巖美小学校職員構成及び校務分掌

職名	氏名	担任	主な分掌	在籍年数
校長	鈴木 有希			2年
副校長	赤塚 知秋		総務 危機管理 渉外 特別支援 Co	2年
教諭	伊藤 美香子	1年	生徒指導主事 保健主事 初任研担当	3年
教諭	小野寺 美和	2年	道徳教育 人権教育 安全教育 学力向上	4年
教諭	阿部 美子	3年	芸術・文化教育 SB 環境 SDGs	6年
教諭	田中 研	4年	情報 ICT 教育 小体連	2年
教諭	千田 陽奈	5年	体育活動計画 外国語	1年
教諭	佐藤 泰子	6年	研究主任 児童会活動	3年
教諭	伊藤 寿一	ひまわり	教務主任 巖美スタディ	5年
教諭	中條 治美	たんぽぽ	図書館教育 特別支援 Co	2年
養護教諭	山田 晴香		保健指導 食育指導	2年
事務職員	千葉 迅人		庶務 経理	1年
用務員	飯田 隆		管理営繕	3年
学校サポーター	尾形 有希乃		児童支援	3年
読書普及員	岡田 千絵		読書推進 読書環境整備	3年
外国語講師	歐 佳瑜		外国語指導助手	6年
初任者指導教員	佐々木 秀善		一関小学校拠点 訪問校 木曜日勤務	1年
初任研後補充	栗生澤 奈生子		初任研後補充	1年

## 5月の主な行事予定

スクールバスの運行情報は、  
まなびポケット連絡帳でお知らせします

2	金	一斉研 給食無し 午前授業 下校時刻変更	20	火	全校朝会 係打合せ
7	水	1年清掃スタート 委員会	21	水	総練習 巡回文庫 一斉下校
8	木	児童総会 PTA 専門部会・運営委員会	23	金	ALT 〈特別時程〉会場準備 尿検査 2次
9	金	ALT	24	土	運動会 SB 乗車希望
13	火	児童朝会	26	月	振替休日
14	水	<集金日>	27	火	代表委員会 内科検診
15	木	職員会議	28	水	クラブ①
16	金	ALT	29	木	清掃班長会議 3年 地域学習(学区内)
17	土	巖美中運動会	30	金	ALT SB集会 眼科検診 プール清掃
18	日	(PTA環境整備作業)			

# 令和7年度 巖美中学校まなびフェスト

## 1 生活規律の確立を図ります

- ・「私たちの心得」の定着（生徒配布）
- ・「先手あいさつ」「語先後礼の取り組み」（生徒会）
- ・登校時間・1分前着席・下校時間を守る集団づくり
- ・子弟同行の清掃指導
- ・情報モラル教育の推進

家庭では、

- ・「早寝、早起き、朝ごはん」
- ・「あいさつ」運動は地域でも家庭でも
- ・「居間8・居間9ルール」の取り組みを

## 2 学習規律の確立を図ります

- ・「学びのすすめ」の定着（生徒配布）
- ・授業力の向上（ICTの活用）
- ・家庭学習時間の設定  
(1・2年生→90分 3年生→120分)
- ・陰山メソッド百ます計算の取組
- ・各種検定の奨励

家庭では、

- ・毎日の「家庭学習時間」の確保と習慣化
- ・提出物・学習用具等の忘れ物がないか声掛けを！
- ・英語・漢字・数学検定等への受検呼びかけ

## 3 体力・文化力の向上を図ります

- ・「ふるさと隊」への参加奨励（1人2回以上）
- ・鶏舞の伝承活動の実施
- ・歌声のあふれる学校づくり
- ・各種大会等への参加奨励

家庭では、

- ・「ふるさと隊」への参加促進
- ・地域部活動への協力・支援
- ・各種大会参加生徒の応援、励まし

## 4 心が豊かになる教育を進めます

- ・教育相談の充実といじめの防止
- ・担任を中心とした全職員による日常的な教育相談
- ・発達支持的生徒指導（あいさつ・はげまし・対話・賞賛など）の充実
- ・個別のニーズに対応した生徒指導
- ・読書の励行（朝読書と図書館利用）
- ・防災教育、復興講話、ボランティア活動の実施

家庭では、

- ・家族だんらんの時間を大切に
- ・地域行事に積極的に参加を
- ・災害時の連絡方法、集合場所の確認を
- ・将来の夢や進路について話し合いを

## 5 「開かれた学校」づくりを進めます

- ・ニーズに合わせた健全なPTA運営
- ・「授業参観」等の積極的な来校推進
- ・学校運営支援協議会（コミュニティスクール）の推進

家庭では、

- ・学校行事への参加と子供たちへの声援を
- ・PTA行事や授業参観に参加し、子供たちの成長を体感



一関市立巖美中学校 校報

す か わ ね  
須川峰

【学校教育目標】  
理想に燃え、たくましい生徒  
よく学び、よく考える生徒  
明るく、心豊かな生徒

令和7年4月21日  
第1号  
文責 青沼 徹  
Tel 29-2016

## 令和7年度入学式・始業式が行われました

令和7年度がスタートしました。4月4日(金)に、15名の新入生を迎え今年度の入学式が行われました。一関市教育委員会 教育総務課長 千葉邦雄様と巖美小学校校長 鈴木 有希様 本校 学校運営支援協議会員6名様をご来賓にお招きし挙行了しました。新入生は緊張しながらも呼名にしっかりと応じていました。また、同日午前には始業式も行われました。今年度は、全校生徒45名(昨年度より8名減)でのスタートとなりました。引き続き、ご支援・ご協力をお願いいたします。



### 【入学式 誓いのことば】

新入生代表 阿部柊汰

厳しく寒い風から暖かな春の風が変わる4月、私たち十五名は巖美中学校に新しい風をふかせるという思いを抱き、入学しました。

今日は、私たち十五名のためにこのようなすばらしい式を開いてくださり、本当にありがとうございました。皆さんのおかげで、私たちは新しい気持ちで前へ進むことができます。

中学校での生活は、小学校とは違い、新たな環境の中で、勉強、部活動などを通して先生方や、先輩方から様々なことを学ばせていただきたいと思います。

私たちもせいっぱい、一つ一つのことに取り組んでいきたいです。まだ、不安なところもあると思います。その時は、ご指導よろしくおねがいします。

また、いつも近くで見守って下さり、支えてくださる家族のみなさん、地域のみなさん、どうかこれからも今まで通り私たちの応援をよろしくお願い致します。

これから、中学一年生から中学三年生までの三年間は私たちが巖美中学校の一人の生徒として心身ともに成長していくためにとっても大事な生活となります。

私たち十五名は一人一人の個性を生かし、力を合わせて、私たちにしかできない大きな風をふかせていきたいと思ひます。

最後となりますが、令和七年度新入生十五名は、巖美中学校の生徒としての自覚とたくさんの想いを胸に、この巖美中学校の伝統を受け継いでいき、たくさんの仲間と支え合って学校生活を頑張っていくことを約束し、誓いの言葉とします。

## 【始業式 新年度の決意】

3学年代表 佐藤 瑠衣

私が春休みに意識したことは学習時間を増やすことです。部活動との両立を、今まで意識して取り組んでききましたが、2年の3学期から受験教材が加わり、今のうちに勉強方法を工夫したり、時間の確保を心がけるなど、勉強面を見直さなければならぬと感じたからです。中でも一番見直さなければならぬのは勉強時間の確保だと私は思いました。今までは課題で手一杯で、自学の時間をあまりとることができませんでした。そこで、春休みに入ってから、課題以外の自学を最低1時間半はやると目標を作ってみました。徐々に勉強時間は確保され、増やすことができていると感じます。いよいよ3年生の生活が始まるので、学校が始まって、この調子で継続していきたいと思えます。

また、1学期には中学校生活最後の運動会があります。去年は3年生を支えながら1年生を引っ張るという立場でした。今年は全校を引っ張る立場になります。今までとは責任の重さが違うことを感じています。春休み前から準備はしてきましたが、その作業を通して自分が最高学年になる自覚が改めてわいてきました。

この2年間での学びと経験を生かして、後輩のお手本になれるように頑張っていきたいと思えます。また、期末生徒集会で課題だった、私語や集中力、集団を意識した言動の改善を心がけ、個人でも学年でも直していけるようにしたいです。すべてのことに「最後」のつくこの一年を充実したものにしていけるように頑張りたいです。

2学年代表 藤原 仁

私は、2年生になって頑張りたいことは、部活です。昨年始めた卓球では、たくさん悔しい思いをしました。経験不足で練習の成果を発揮することができずにごく悔しかったです。中総体では、たくさん練習をして悔いのないように試合をして、いい結果を出せるように頑張りたいです。

学校生活では、合唱を頑張りたいです。人数は、少ないですが、厳美中学校らしい合唱ができたらいいと思えます。

学年では、新しく後輩を迎え厳美中学校の伝統行事一つ一つを教えていきたいと思えます。まず、鶏舞を教えていきたいです。自分が教わって良かった所を後輩に丁寧に教えていきたいです。慣れない中学校生活だと思うので、いいお手本になれるよう頑張りたいです。

## 4/7 緊張の対面式 先輩の準備も素晴らしい

4月7日(月)に、「生徒会对面式」が行われました。小学校での「児童会」が中学校では「生徒会」に変わります。そして、学校行事や委員会活動などで、より主体的に活動するようになります。まず新入生が一人ずつ自己紹介をし、その後に生徒会執行部や専門委員長から学校生活や委員会活動などの説明を聞きました。暖かく優しい雰囲気の中、新入生の笑顔がこぼれました。その後は、本校の部活動について、各部が実演を交えながら説明しました。生徒会の一員として活躍する日を期待しています。



## 令和7年度 学校運営協議会委員名簿（案）

一関市立巖美中学校

No.	R6役職等	R7役職等	氏名	備考
1	委員		千條 幸男	巖し美しの里協議会長
2	委員		徳永 規幸	(巖美小創立100周年、巖美中統合50周年事業 事務局長)
3	委員		遠藤 寛文	(元巖美小校長)
4	会長	会長	佐藤 武生	(元公民館長)
5	副会長		佐藤 奈保子	主任児童委員
6	委員		佐々木 貴浩	令和7年度巖美小PTA会長
7	委員		小原 昭彦	巖美市民センター長
8	委員		阿部 美代子	主任児童委員
9	委員		五十嵐 正一	本寺地区地域づくり推進協議会
10	委員		小岩 恭一	神楽指導者
11	副会長		槻山真希子	令和7年度巖美中PTA会長
12	委員	委員	鈴木 有希	巖美小校長
13	委員	委員	青沼 徹	巖美中校長
14	副事務局	事務局	赤塚 知秋	巖美小副校長
15	事務局	副事務局	鈴木 智行	巖美中副校長

# コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



## <学校運営協議会の主な役割>

## 地教法第四十七条の五

- 教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
  - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
  - 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること



# これからの 学校と地域

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動



# はじめに

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

学校は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっています。また、そのような学校の役割の拡大により教員の業務量が増加しているといった課題も出てきています。

一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。

そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要です。

文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進しています。

## 「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて

◆なぜ今、**コミュニティ・スクール** と **地域学校協働活動** が必要なのか？

**背景** 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

### ◆教育環境を取り巻く状況

- 児童生徒数の減少
- 子供の規範意識等への課題
- 学校が抱える課題の複雑化・困難化

### ◆社会の動向

- 少子高齢化の進行
- グローバル化や情報化の進展
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下

### ◆教育改革の動き

- 「社会に開かれた教育課程」の実現など

### ◆地方創生の動き

- 学校を核とした地域の活性化

求められるものとは・・・

◆これからの時代を生き抜く力の育成 (学校だけでは得られない知識・経験・能力)

◆地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

具体的な取組として・・・

**コミュニティ・スクール**

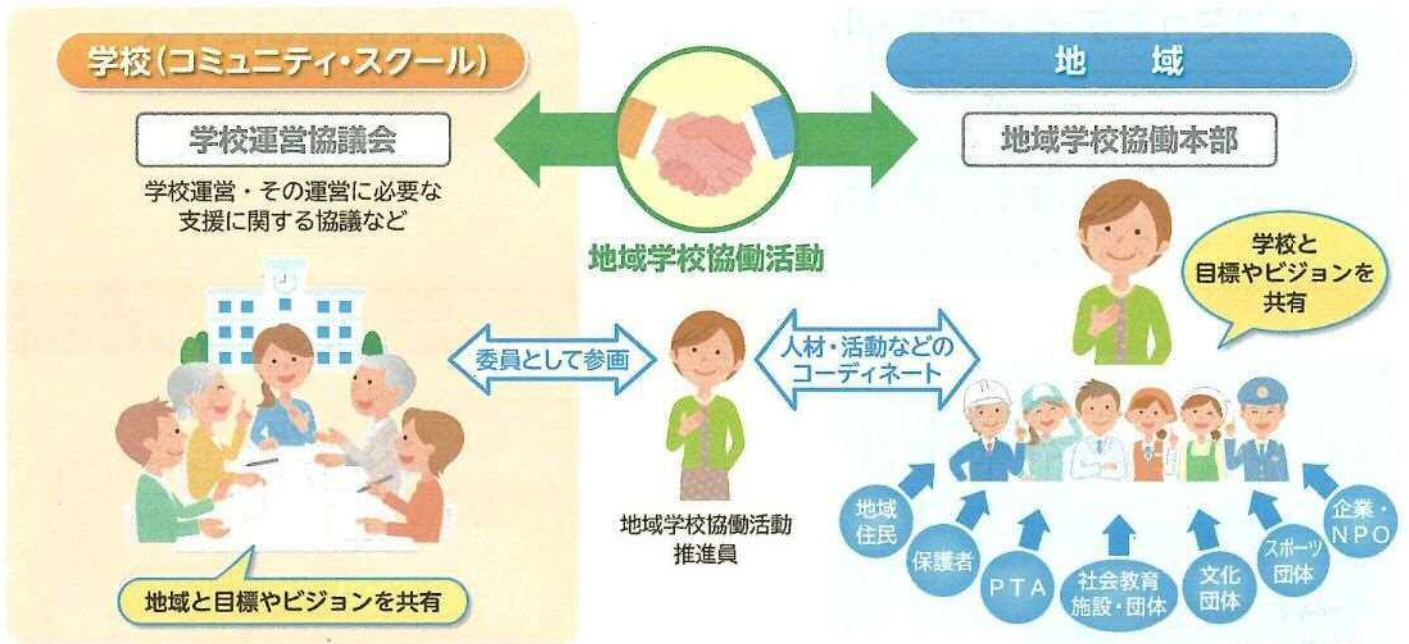


**地域学校協働活動**

「目標」や「ビジョン」の共有

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現！

# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、**まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議<sup>(※)</sup>等がその役割を果たします。**その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、**教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化につながります。**

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、**一体的に推進することで、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。**

※「熟議」とは・・・多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。

## 学校と地域、双方から見たPDCA（計画→実行→評価→改善）

効果的かつ持続的な学校運営と地域学校協働活動の仕組みを構築するためには、**学校運営協議会と地域学校協働活動のそれぞれのPDCAを回しつつ、お互いが連携・協働することが重要です。**



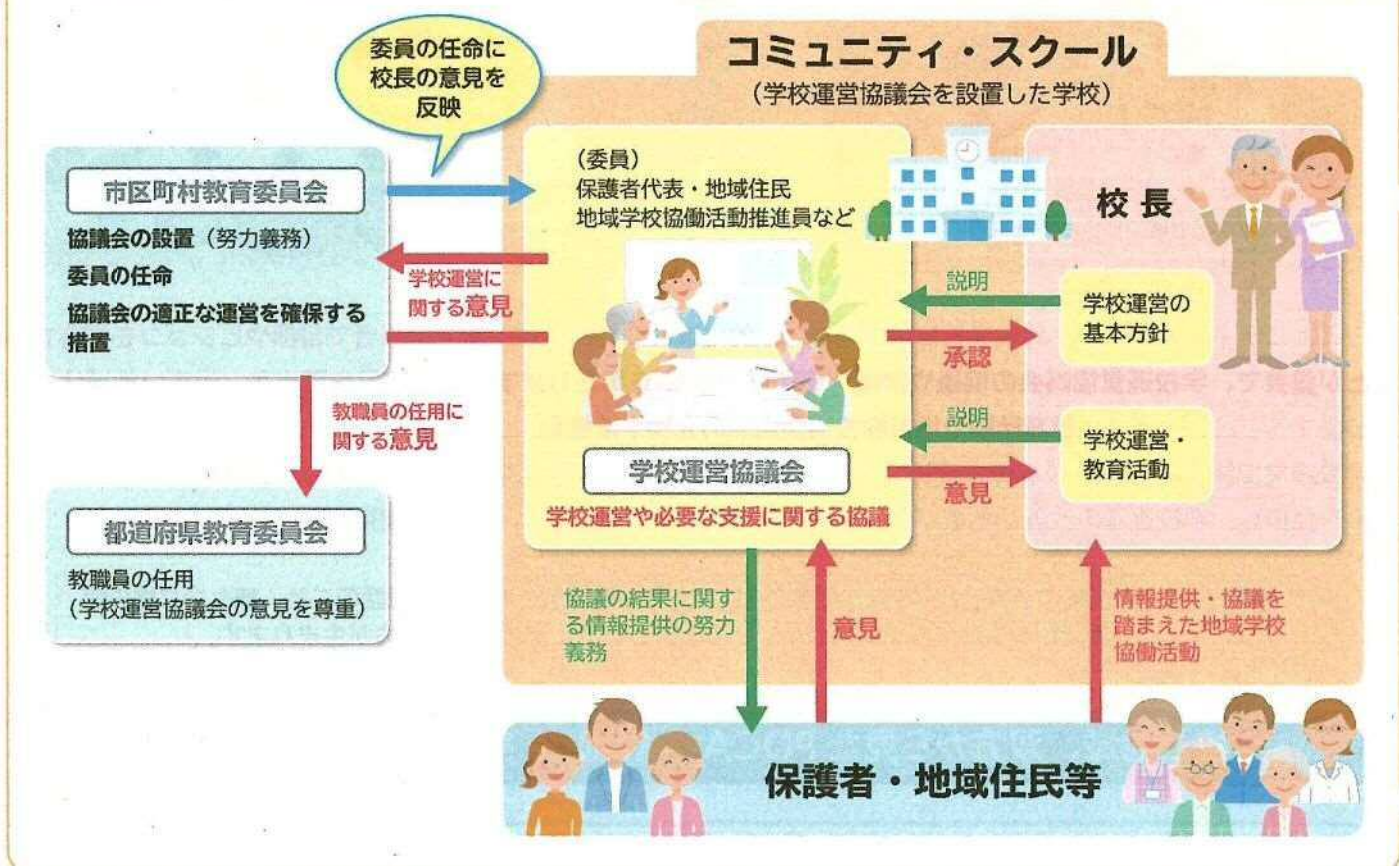
# コミュニティ・スクールとは

## コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

### 学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営と  
そのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の仕組み



## 学校運営協議会の主な3つの役割 (地教行法第47条の6) ※令和2年4月～：第47条の5

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

～より詳しくコミュニティ・スクールについて知りたい方へ～

### 「学校運営協議会」設置の手引き (令和元年 改訂版)

主に自治体や学校の関係者を対象に、コミュニティ・スクールについてより詳しく解説しています。これからコミュニティ・スクールの導入を検討される場合には、是非ご活用ください。

※パンフレットは「学校と地域でつくる学びの未来」のHPよりご覧いただけます。

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>



# 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

## 学びによるまちづくり。 地域課題解決型学習・郷土学習

- 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



## 放課後子供教室

- 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



## 地域未来塾

- 全ての児童生徒を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



## 家庭教育支援活動

- 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



## 学校に対する多様な協力活動

- 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供 など



## 地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



## 地域学校協働活動推進員の配置

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割は必要不可欠です。

「地域学校協働活動推進員」は、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。

「地域学校協働活動推進員」として法律に位置付けられた明確な立ち位置で地域学校協働活動を推進することにより、継続的で円滑な活動を行うことができます。



### 主な役割

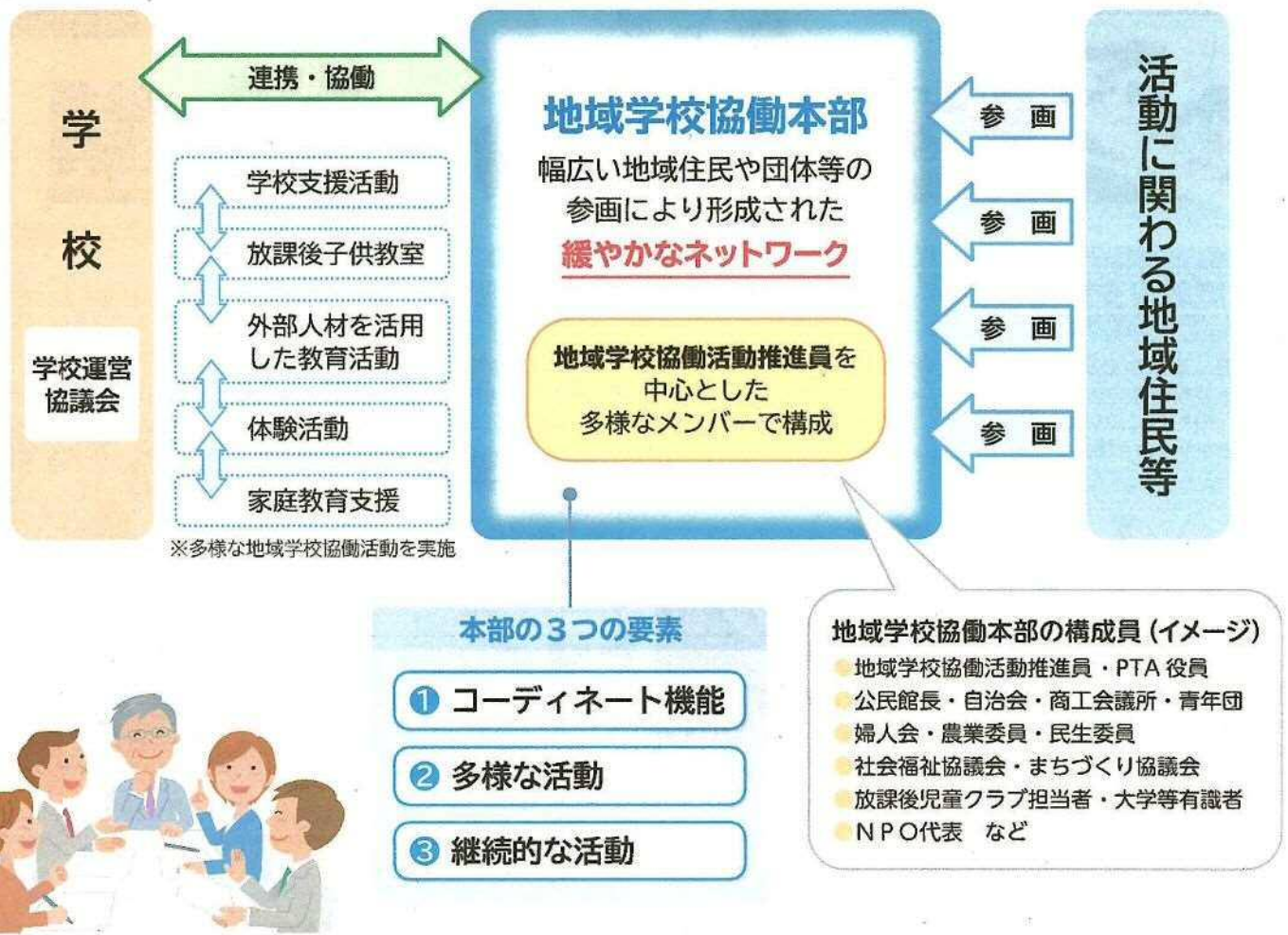
- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保など



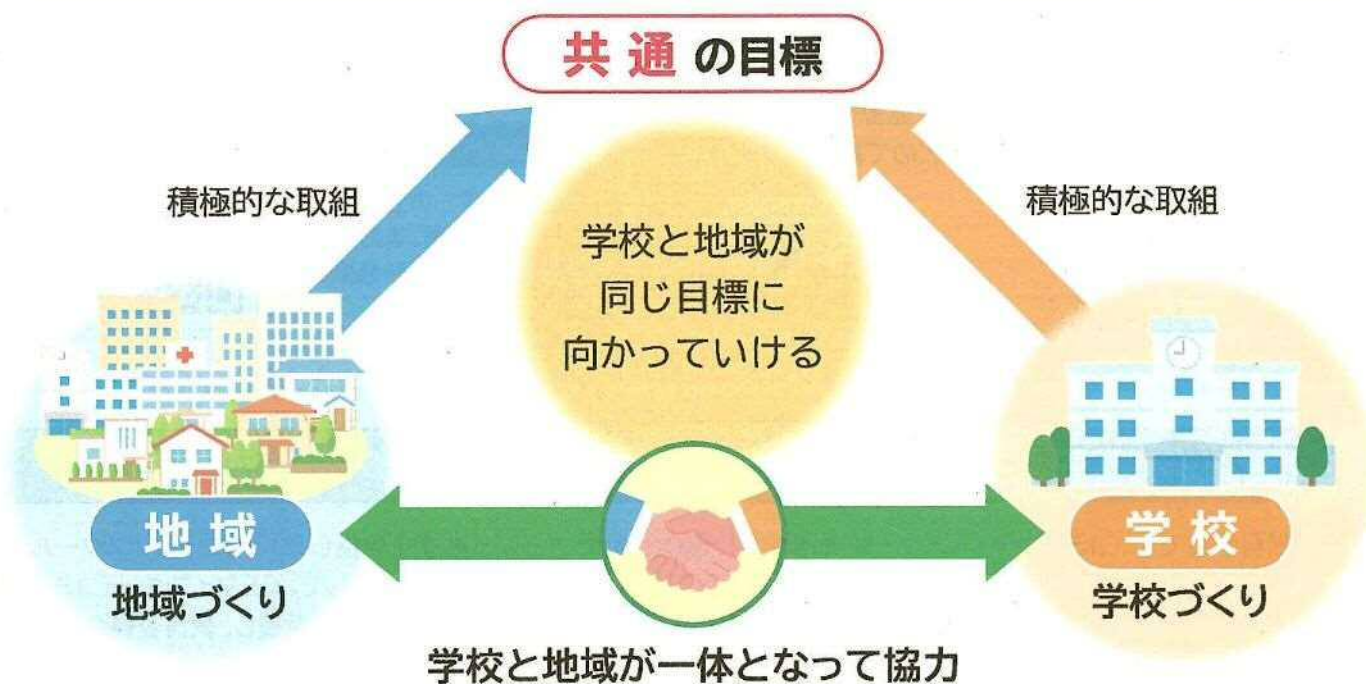
## 地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動の推進に当たっては、「地域学校協働本部」を整備することが有効です。

教育委員会は、地域学校協働本部の整備について、積極的な支援を行うことが重要です。



# 学校と地域がパートナーとなることで・・・



保護者・地域住民等も教育の当事者になることで、責任感をもち、積極的に子供の教育に携わるようになる。

- 近所に元気のない様子の子供がいても、なかなか声をかけることができない
- 子供のマナーについて学校へ苦情の電話



- 積極的な声掛けや自ら指導する機会が増える
- 学校任せではなく、地域が学校とともに対策を考える

保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実。

- 自分の経験を生かして学校や子供のサポートをしたいが、迷惑にならないか
- 地域の人と関わる機会が減ってきている
- 地域人材を活用した学習が単発で終わってしまう



- 地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現する
- 学校を中心に地域がつながり、地域の活動が活発になる
- 地域の創意工夫や特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持つようになる

保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現。

- 一方的な意見が数多く学校に寄せられる
- 学校が保護者や地域住民の様々な要望の対応に追われている



- 学校の現状や方針への理解が深まり、地域が学校の応援団になる
- 地域の協力により教職員が子供と向き合う時間が増える

その他にも・・・

学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けて効果が期待されます。

# 文部科学省の取組に関する参考情報

## 学校と地域でつくる学びの未来HPトップ

全国の取組事例などの地域学校協働活動やコミュニティ・スクールに関する情報をまとめて掲載しています。

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp>

Facebookでも情報発信中

CSマイスターの活動や推進フォーラムの情報、また自治体の取組情報等を随時発信しています。



## コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）

文部科学省では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のさらなる推進を目指し、コミュニティ・スクールの導入を進めている地域に対して積極的な支援を行うこととしています。その一環として、CSマイスター（コミュニティ・スクールの導入や実践経験を有する元校長や教育長、学校運営協議会会長等）を派遣し、教育委員会事務局職員・学校の管理職・学校運営協議会委員候補者等を対象とした研修会や制度説明会等を支援しています。

CSマイスター派遣事業の詳細及び申し込みはHPから

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>



## 企業等による教育プログラム

文部科学省では、子供の豊かな学びを支えるために、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同（御参画）いただき、夏休み、冬休み等の長期休暇、平日の授業や放課後、土曜日・日曜日の教育活動に出前授業の講師や施設見学の受入等により参加していただくことで特色・魅力のある教育活動を推進しています。

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/program/index.html>



## 地域とともにある学校づくり推進フォーラム

文部科学省では、地域とともにある学校づくりに向けて取組の充実や普及を図るために、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催しています。

フォーラムの開催の時期や内容等については、随時「学校と地域でつくる学びの未来HP」でお知らせしています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 一関市学校運営支援協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

### (設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

### (委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

### (任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

### (守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等をする事。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

### (委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。